

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十二年

三月三十一日

水曜日

目次

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令	一
山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令	一
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令	一
山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令	一
山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令	一
庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令	二
山梨県統計データバンク管理規程の一部を改正する訓令	二
山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令	三
山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	三
山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	三
山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令	三
出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令	八
山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	八
山梨県公印規程の一部を改正する訓令	八
山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令	八
さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令	一
山梨県立中央病院放射線障害予防規程を廃止する訓令	一
企業局	
山梨県管電気事業保安規程の一部を改正する規程	二
その他	
山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程	一六

訓令

山梨県訓令甲第一号

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出先機関 庁

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画部長」を「企画県民部長」に、「県民室長 林務長」を「林務長」に改める。

別表第二企画部の項を次のように改める。

企画県民部 企画県民部次長 企画調整主幹

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画部長」を「企画県民部長」に、「県民室長 林務長」を「林務長」に改める。

別表第二中「企画部次長」を「企画県民部次長」に、「出納局次長 県民生活・男女参画課長」を「出納局次長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出先機関 庁

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り上げ、八の項の次に次の一項を加える。

九 中北地域県民センター	中北地域県民センター管内の出先機関の財務事務の審査	甲府市貢川二丁目
--------------	---------------------------	----------

別表中十三の項を削り、十二の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次の一項を加える。

十一 峡南地域県民センター	峡南地域県民センター管内の出先機関の財務事務の審査	西八代郡市川三郷町高田
---------------	---------------------------	-------------

別表中二十一の項を二十二の項とし、十四の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、十三の項の次に次の一項を加える。

十四 衛生環境研究所	衛生と環境に係る研究及び試験検査業務	甲府市太田町
------------	--------------------	--------

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令
山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第三項、第十一条第一項、第十二条、第十五条、第十六条第一項及び第三項、第十八条第三項、第四項及び第六項、第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条中「企画部長」を「企画県民部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令
庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「企画部長」を「企画県民部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県統計データバンク管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十二年三月三十一日

山梨県統計データバンク管理規程の一部を改正する訓令
山梨県統計データバンク管理規程（昭和五十七年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第六条中「企画県民局長」を「企画県民部長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県知事 横内正明

山梨県訓令甲第七号

本 庁

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県交通安全対策本部規程（昭和四十一年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県民室長」を「企画県民部長」に改める。

第五条第二項中「企画部県民室」を「企画県民部県民生活・男女参画課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 庁

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明
労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

第三条中「午後零時三十分」を「午後零時十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

本 庁

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

第一条中「昭和二十八年四月」を「昭和二十八年」に、「第二条第三項」を「第二

条第五項」に改める。

別表一の項中「百六十時間」を「百五十五時間」に改め、同表二の項中「県立大学、

を削り、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「学長及び校長」を「及び校

長」に改め、同表三の項中「育精福祉センター」を「及び育精福祉センター」に改め、

「及び中央病院（医療局第一診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期

・救急看護科に限る。）」及び「中央病院（看護部入院看護科に限る。）」に勤務する職

員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業

務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者」を削り、「百六十時間」を「百五十

五時間」に、「園長及び院長」を「及び園長」に改め、同表四の項及び五の項中「百

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の

一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十八年四月」を「昭和二十八年」に、「第二条第三項」を「第二

条第五項」に改める。

別表一の項中「百六十時間」を「百五十五時間」に改め、同表二の項中「県立大学、

を削り、「四十時間」を「三十八時間四十五分」に、「学長及び校長」を「及び校

長」に改め、同表三の項中「育精福祉センター」を「及び育精福祉センター」に改め、

「及び中央病院（医療局第一診療部臨床工学科、看護部外来看護科及び看護部周産期

・救急看護科に限る。）」及び「中央病院（看護部入院看護科に限る。）」に勤務する職

員のうち看護師長及び看護助手以外の者、北病院に勤務する職員のうち業務課の調理業

務及び看護科の入院患者の看護業務に従事する者」を削り、「百六十時間」を「百五十

五時間」に、「園長及び院長」を「及び園長」に改め、同表四の項及び五の項中「百

六十時間」を「百五十五時間」に改め、同表六の項中「及び北病院」を削り、「八十時

間」を「七十七時間三十分」に改め、「及び院長」を削り、同表七の項及び八の項中

「百六十時間」を「百五十五時間」に改め、同表九の項中「中北保健所」を「衛生薬務

課及び中北保健所」に改め、「及び衛生監視指導センター」を削り、「四十時間」を

「三十八時間四十五分」に、「所長」を「課長及び所長」に改め、同表十の項中「四十時

間」を「三十八時間四十五分」に、「労政雇用課長」を「課長」に改め、同表十一の項

中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 庁

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明
労働委員会事務局

山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令

第一条中「昭和四十三年山梨県訓令甲第五号」の一部を次のように改正す

る。

第二条第一項の表知事の部部長の款県民室長の項を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

事）を削り、同表出先機関の長（総合理

工学研究機構総長、大学学長、中央病院長、環境科学研究所長、宝石美術専門学校長及び産業技術短期大学校長を除く。)の項中「、大学学長 中央病院長」を削り、同部大学学長又は中央病院長の款を削り、同条第二項中「、県民室に置かれる課の課長の所属長とは県民室長を」を削り、「産業立地室長」を、「産業立地室長」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

4 職員は、勤務時間条例第八条の四第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以後速やかに所属長に申し出なければならない。

5 前項の規定による申出があつたときは、所属長は、時間外勤務代休時間指定簿(第十一号様式の三)により、時間外勤務代休時間の指定を知事が定める日までに行うものとする。

第二十三条の二中「(第十一号様式の三)」を「(第十一号様式の四)」に改める。

第二十八条第二項を削り、同条第一項を同条とする。

第五号様式を次のように改める。

第十一号様式の三を第十一号様式の四とし、第十一号様式の二の次に次のように加える。

時間外勤務代休時間指定簿

所 属

氏 名

1. 時間外勤務代休時間を指定する日、当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該時間外勤務代休時間を指定する時間等

- ・ 時間外勤務代休時間を指定する日

年 月 日

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間

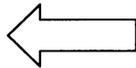
: ~ : : ~ :

- ・ 当該時間外勤務代休時間を指定する時間

: ~ : : ~ :

(月分)

- 4 時間
- 7 時間 4 5 分
- 時間 分



年次有給休暇※に連続して指定する場合

指定に換えようとする時間外勤務の時間数	人事委員会規則第8条の12第2項		
	第1号	第2号	第3号
	時間	時間	時間
換算率	×25/100	×50/100	×15/100

※年次有給休暇の時間

: ~ : (時間)

2. 職員の意向

本人印

第十七号様式を次のように改める。

第17号様式 削除

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の改正規定（知事の部部長の款県民室長の項を削る改正規定を除く。）、第二十八条の改正規定及び第十七号様式の改正規定は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九条第三項の規定により設立の登記をすることによって地方独立行政法人山梨県立病院機構が成立する日又は同項の規定により設立の登記をすることによって公立大学法人山梨県立大学が成立する日のいずれか遅い日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

本 出
庁 先
機 関

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令

出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を削り、四の項を二の項とし、五の項から十一の項までを二項ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十二号

本 出
庁 先
機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「部長」の下に「又は次長」を加える。

別表第一の一の表中
「技術管理課
用地課

用地課

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

課
管理課

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

」

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

山梨県公印規程の一部を改正する訓令

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「県民室長印」を「産業立地室長印」に改め、「管理局長及び」を削る。

第八条第一項第二号中「企画部専用」を「企画県民部専用」に、「企画部長印」を「企画県民部長印」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十八号中「県立大学」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、第二十二号を第二十号とし、第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十八号までを三号ずつ繰り上げる。

第十四条の表印章の項中三を四とし、二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。

一 知事印

五年

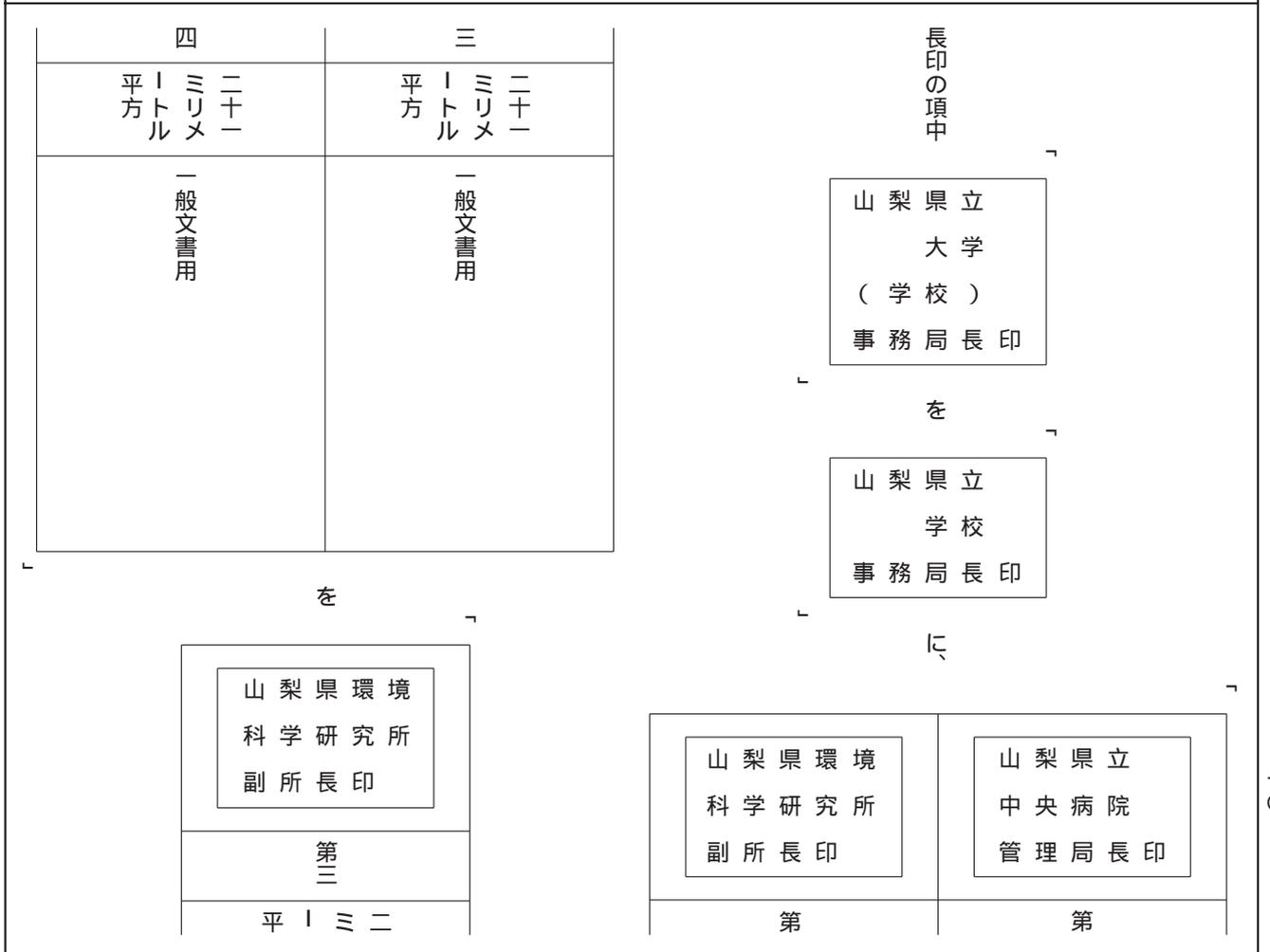
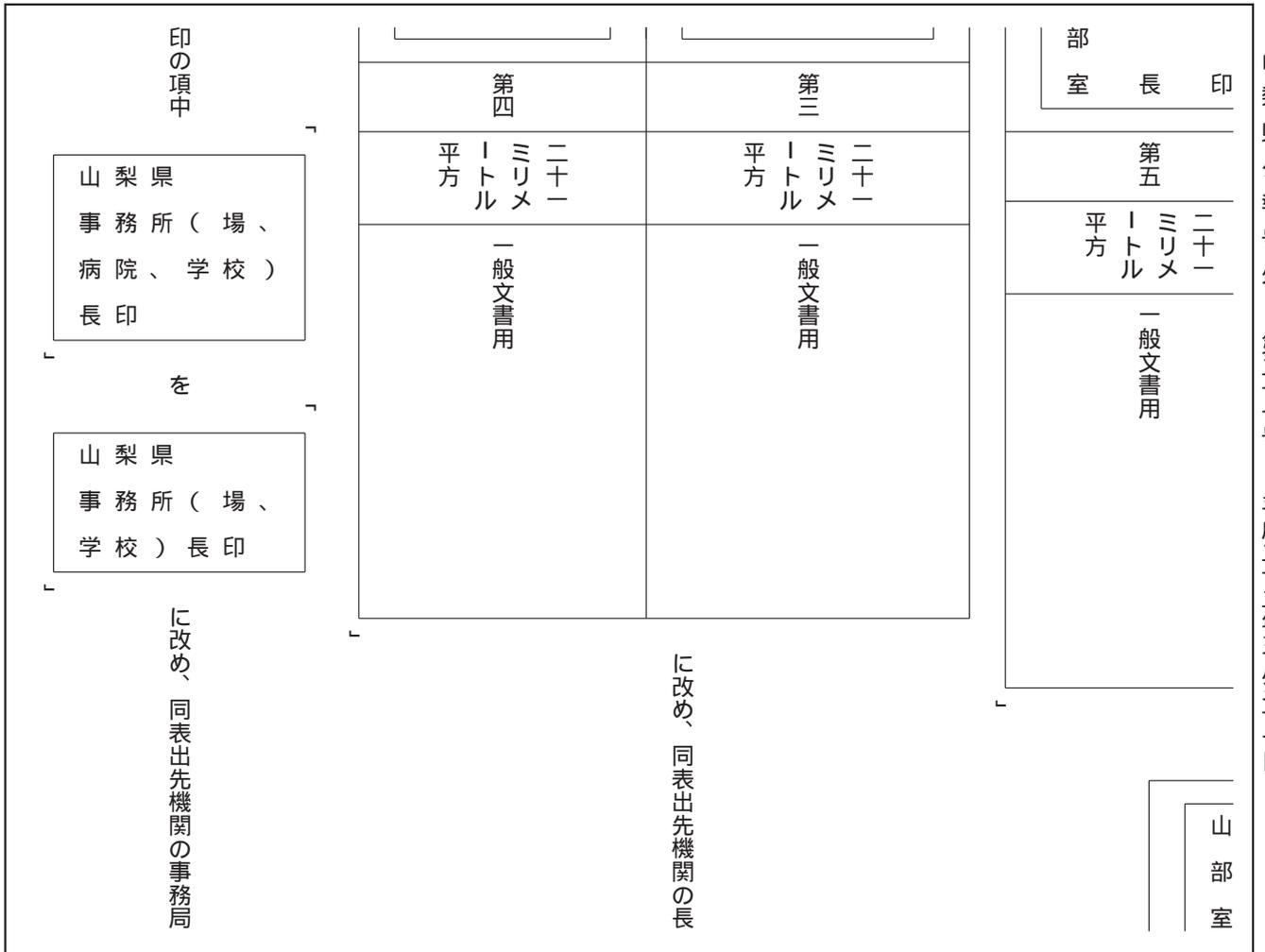
別表知事印の項中「企画部用」を「企画県民部用」に、「峡南地域県民センター西八代総務課用」を「峡南地域県民センター西八代合同庁舎用」に改め、同表知事職務代理者印の項中「峡南地域県民センター西八代総務課用」を「峡南地域県民センター西八代」

合同庁舎用」に改め、同表県民室長印の項を削り、同表本庁の課長印の項中

工 労	山 梨 県 企 画 部
働 部 産 業 立 地 室 課 長 印	県 民 室 課 (室) 長 印
第 四	第 三
二 十 一 ミ リ メ ー ト ル 平 方	二 十 一 ミ リ メ ー ト ル 平 方
一 般 文 書 用	一 般 文 書 用

を

山 梨 県 商 工 労 働 部 産 業 立 地 室 課 長 印	山 梨 県 商
山 梨 県 長 印	山 梨 県 商



十一
リメ
トル
方

一般文書用

に改め、同表出納員印の項中「中北地域

県民センター会計第二課出納事務用」を、「中北建設事務所用」に、「峡南地域県民センター会計第二課出納事務用」を、「削除」に改め、同表企業出納員印の項を削り、同表県印の項中「峡南地域県民センター西八代総務課用」を、「峡南地域県民センター西八代合

同庁舎用」に改め、同表出先機関印の項中

山 梨 県
事 務 所 (場 、
病 院 、 学 校 等
) 印

を

山 梨 県
事 務 所 (場 、
学 校 等) 印

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

本 庁

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公報発行規程の一部を改正する訓令

山梨県公報発行規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

令達先に「出先機関」を加える。

第二条中「、同規則第十四条の二第五項に規定する課長」を削り、「いう。」の下に「及び所長（同規則第十七条第一項に規定する所長をいう。）」を加え、「主管事務に係る県公報登載事項」を「主管する事務に係る県公報に登載する事項」に、「県公報印刷原稿である旨の表示をした登載事項の写しを二部」を「当該県公報に登載する事項の写し二部を」に改める。

第四条中「県公報登載事項中」を「県公報に登載した事項中に」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十五号

本 庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令

さわやか・やまなし環境創造本部規程（平成二十年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画部長」を「企画県民部長」に、「県民室長 林務長」を「林務長」に改める。

別表第二中「企画部次長 県民生活・男女参画課長」を「企画県民部次長」に改める。

附 則

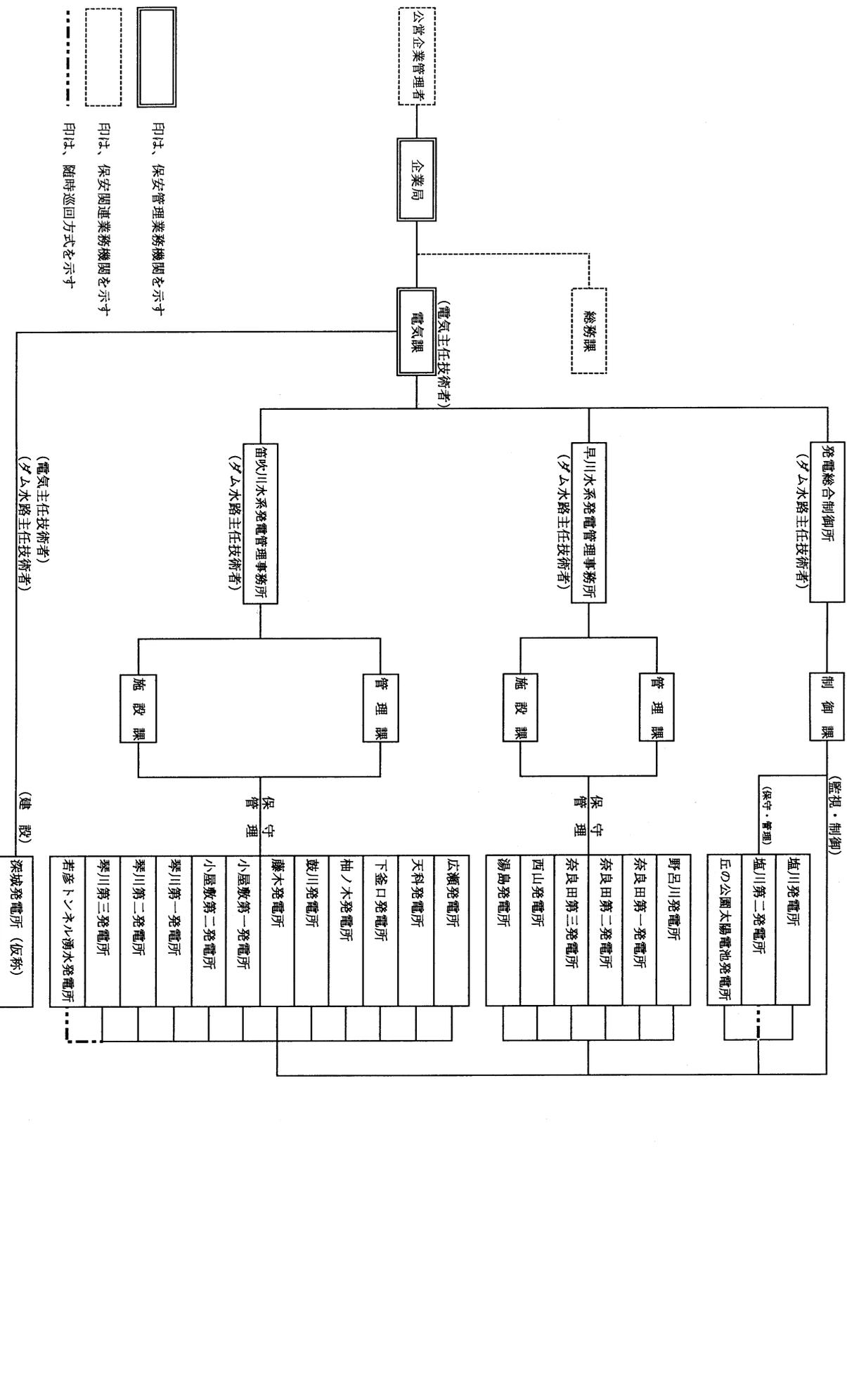
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十六号

本 庁
出 先 機 関

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構



印は、保安管理業務機関を示す
 印は、保安関連業務機関を示す
 印は、随時巡回方式を示す

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

組 織 の 分 掌 業 務

組	織	分	掌	業	務
本 庁	電気課	制御課	1	発電所の監視・運転制御に関すること。	
			2	給電業務に関すること。	
事 業 所	発電総合制御所	管理課	3	発電総合制御所諸設備の保守管理に関すること。	
			4	工事の設計及び施工に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	5	発電所及びダムに関すること。	
			6	塩川発電所、塩川第二発電所、太陽電池発電所の保守管理に関すること。	
所	笛吹川水系発電管理事務所	管理課	7	設備及びダム水路工作物工事の計画に関すること。	
			8	保安教育に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	1	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所、湯島発電所の次に掲げる事項	
			2	設備の保守管理に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	3	ダム及び水路工作物の保守管理に関すること。	
			4	保安教育に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	5	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所、湯島発電所の次に掲げる事項	
			6	設備及びダム水路工作物工事の計画に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	7	工事の設計及び施工に関すること。	
			8	保安教育に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	9	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤本発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所及びび若彦トンネル湧水発電所の次に掲げる事項	
			10	設備の保守管理に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	11	調整池及びダム水路工作物の保守管理に関すること。	
			12	保安教育に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	13	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤本発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所及びび若彦トンネル湧水発電所の次に掲げる事項	
			14	設備及び水路工作物工事の計画に関すること。	
業 務 所	早川水系発電管理事務所	施設課	15	工事の設計及び施工に関すること。	
			16	保安教育に関すること。	

附則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

山梨県議会議長 武川 勉

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式を次のように改める。

所得等報告書
山梨県議会議員

印

所得の区分		所得金額	基因となった事実	摘要
総 合 課 税	事業所得	円		
	不動産所得			
	利子所得			
	配当所得			
	給与所得			
	雑所得			
	譲渡所得			
	一時所得			
分 離 課 税	土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得			
	短期譲渡所得			
	長期譲渡所得			
	株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得			
	上場株式等に係る配当所得			
	商品先物取引に係る事業所得及び雑所得			
山林所得				

受贈財産の課税価格	円	摘要	
-----------	---	----	--

注 基因となった事実の欄には、所得の区分に応じそれぞれの所得金額が100万円を超える場合において、その基因となった事実を記入する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番